

文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術推進事業)交付要綱

平成25年5月15日

文化庁長官決定

一部改正 平成29年10月31日

一部改正 令和5年1月12日

(通則)

第1条 文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術推進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、我が国の文化芸術の振興を図るため、多様な文化芸術活動を支援する高度な専門性を有した人材を、芸術系大学等の有する教員、教育研究機能、施設・資料等の様々な資源を活用して育成することを目的とする。

(交付の対象となる事業、経費等)

- 第3条 文化庁長官は、本事業を実施するために必要な経費のうち、補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
2. 補助の対象となる事業は、実演芸術、美術等に関する専門的人材を総合的・体系的・実践的に養成する取組等とし、経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
 3. 補助の対象となる活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 4. 補助事業を実施する者(以下、「補助事業者」という。)は国立、公立及び私立の大学(以下、「大学」という。)(短期大学を含む)の設置者とする。

(申請の手続)

- 第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式1)を別に定める期限までに文化庁長官に提出しなければならない。
2. 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第5条 文化庁長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式2)を補助事業者に通知するものとする。

2. 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入れ控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3. 文化庁長官は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

4. 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項の補助金交付申請書が文化庁に到達した日から30日以内とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に当たっては、文化庁長官は次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式3)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(ア) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額をその総額の50%以内の変更はこの限りでない。

(イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的に影響を及ぼさない軽微な変更をのぞく。

(2) 文化庁長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、文化庁長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文化庁長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すると共にその効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助事業の遂行により生じる収入金(補助金を前払い、又は概算払いした場合の預金利息等)は当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

(7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(8) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れしなければならないこと。

(9) 補助事業を行うために締結する契約等については、大学の会計規則等の例に準じて行わなければならないこと。

(申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面(様式4)を文化庁長官に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合において、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うほか、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

2. 経費の使用については、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るように経費を効率的な使用に努めなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 文化庁長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式5)を補助事業者に送付するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 文化庁長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくは本要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく文化庁長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合、その他不適當な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 文化庁長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されている時には、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文化庁長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取消し、前項の既定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第4項の規定を準用する。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(財産の管理等)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、文化庁長官は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、文化庁長官が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、文化庁長官が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分の制限された取得財産等を処分しようとするときは、別紙「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、あらかじめ財産処分承認申請書(様式6)若しくは財産処分報告書(様式7)を文化庁長官に提出しその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた時は当該承認の日)から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれかの早い日まで、文化庁長官に実績報告書(これに添付すべき書類を含む。様式8)により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 文化庁長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応

じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1号ア又はイに該当し文化庁長官の承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式9)により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 文化庁長官は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式10)を文化庁長官へ提出しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告及び調査)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書(様式11)を文化庁長官へ提出しなければならない。

- 2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(補助金調書)

第18条 補助事業者(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(様式第12)を作成しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第19条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省へ提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文化庁長官が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第20条 文化庁長官は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文化庁長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

(様式1)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
所在地
代表者氏名

年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術
推進事業)交付申請書

年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術推進事業)について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を沿えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 交付を受けようとする補助金の額

円

4 その他参考となるべき事項

(記載上の注意)

事業内容に応じて、別紙として必要な書類を添付すること。

(注)用紙は日本産業規格A4とする。

○補助金交付申請書の添付書類

(様式2)

第 号

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術推進事業)については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付決定することとしたので、適正化法第8条の規定により通知する。

年 月 日

文化庁長官

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号(以下、「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は(「下記のとおり修正するほか」)申請書記載の事業計画とする。
- 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

補助金の確定額は、第2項の配分された補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)の合計額又は補助金の額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
- 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術推進事業)交付要綱(年 月 日文化庁長官決定)の規定に従わなければならない。

6. 交付条件は、第5項に定めるほか、次のとおりである。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (ア) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額をその総額の50%以内の変更はこの限りでない。
 - (イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的に影響を及ぼさない軽微な変更をのぞく。
- (2) 文化庁長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、文化庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文化庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すると共にその効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業の遂行により生じる収入金(補助金を前払い、又は概算払いした場合の預金利息等)は当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (8) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れしなければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約等については、大学における会計規程等の例に準じて行わなければならない。

(注)用紙は日本産業規格A4とする。

(様式3)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術
推進事業)計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

事業の名称	
変更の理由	
変更の内容	
変更により増(減)額すべき国庫補助金の額	

(記載上の注意)

別紙として、事業計画書(該当部分について、変更前、変更後がわかりやすくしておくこと)を添付すること。

(注)用紙は日本産業規格A4とする。

(様式4)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術
推進事業)交付申請の取下げ書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術推進事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(注)用紙は日本産業規格A4とする。

(様式5)

第 号

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった 年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術推進事業)については、年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することと決定したので、通知する。

年 月 日

文化庁長官

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
2. この変更交付決定に伴い、前記1の事業に係る補助対象経費及び補助金の額並びに総経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

補助対象経費及び補助金の額	
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回変更する補助金の額	円
3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、年 月 日付け第 号の交付決定通知書の第3項から第6項までのとおりとする。

(注)用紙は日本産業規格A4とする。

(様式6)(第13条第3項関係)

〇〇〇 第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者等名

文化芸術振興費補助金により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき(*)、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類（該当するものに○）

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分(抵当権の設定)）

2 処分の概要

①補助事業者		②補助対象財産名	③所在地		
④補助対象財産種別	⑤建物構造	⑥ 処分に係る建物延面積	⑦ 建物延面積の全体	⑧定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容				⑯処分子定年月日	
⑰譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金（有 無）

・→無の場合(承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→(① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画(担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「④補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑤～⑦については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例:○○施設を□□施設(定員○名)に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設(定員○名)と□□施設(定員○名)に変更。

○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

(様式7)(第13条第3項関係)

〇〇〇 第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者等名

文化芸術振興費補助金により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき(*)、次の処分について報告します。

大 学:
事 業 名:

1 処分の種類（ 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 ）

2 処分の概要

①補助事業者		②補助対象財産名	③所在地		
④補助対象財産種別	⑤建物構造	⑥処分に係る建物延面積	⑦建物延面積の全体	⑧定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容				⑯処分予定年 月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「④補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑤～⑦については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例:○○施設を□□施設(定員○名)に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設(定員○名)と□□施設(定員○名)に変更。

○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

(様式8)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術
推進事業)実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。

事業の名称	
補助事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日
補助金の交付決定額と 精算額	交付決定額 円 精算額 円 不用額 円

(注)用紙は日本産業規格A4とする。

添付書類

- (1)補助事業経費収支精算書(交付申請書添付書類「補助事業に係る収支予算書」の様式に準じる)
- (2)補助事業の実施内容
- (3)補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (4)その他

(様式9)

第 号

年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術
推進事業)額の確定通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の
執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、下記のとおり額
を確定します。

年 月 日

文化庁長官

記

確定額 円

(注)用紙は日本産業規格A4とする。

(様式10) (第16条第1項関係)

年 月 日

文化庁長官 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

年度文化芸術振興費補助金（大学における
文化芸術推進事業）に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、文化芸術振興費補助金（大学における文化芸術推進事業）交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名称
- 2 採択年度
- 3 補助金の額（交付要綱第15条第1項による額の確定額） 円
- 4 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 5 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 6 補助金返還相当額（上記5から4の額を差し引いた額） 円
（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

(様式11)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

補助事業状況報告書

年度文化芸術振興費補助金(大学における文化芸術推進事業)の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日(予定)	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費の状況	予算額	支出済額
	円	円
	備考	

(注)用紙は日本産業規格A4とする。

様式12（第18条関係）

年度文化芸術振興費補助金（大学における文化芸術推進事業）補助金調書

年度

文部科学省所管一般会計

（地方公共団体名）

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定 の 額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 文化振興費											
(目) 文化芸術振興費 補助金											

- (注) 1 「歳入科目」及び「歳出科目」の欄は、地方公共団体の予算書及び決算書における当該補助金の計上科目を記入すること。
 2 当該補助金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。